

二酸化炭素の削減に資する森林由来 J-クレジットの売買等に関する協定書

熊本県五木村（以下「甲」という。）、東京都文京区（以下「乙」という。）及び熊本県（以下「丙」という。）は、森林による二酸化炭素吸収量確保、木材の利用による炭素固定を通じた脱炭素社会の実現等のため、相互に連携を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、J-クレジット制度（省エネ設備の導入並びに再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素等の排出削減量及び適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度をいう。）に基づく森林由来 J-クレジットの売買を通じ、甲、乙及び丙が連携して甲の区域内の森林整備、林業の振興及び相互の交流の促進に取り組み、もって球磨川流域の「緑の流域治水」及び 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献することを目的とする。

（取組内容）

第 2 条 この協定に基づく取組内容は、次の各号のとおりとする。

- （１） この協定の有効期間内において、甲及び乙は、毎年度売買契約を締結し、甲が創出した森林由来 J-クレジットを乙が継続的に購入するものとする。
なお、森林由来 J-クレジットの販売数量と販売価格については、丙と連携の上、甲及び乙が協議し、決定するものとする。
- （２） 甲は、乙が購入した森林由来 J-クレジットに係る無効化処理を速やかに行うものとする。
- （３） 甲は、第 1 号の売買により得た収入をもって、甲の区域内の森林整備及び林業の振興に必要な施策に取り組むものとする。
- （４） 甲、乙及び丙は、相互交流の促進に向け、木材の活用や木育に関する取組、森林環境教育の実施等に連携して努めるものとする。
- （５） 甲、乙及び丙は、その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項に取り組むものとする。

（有効期間）

第 3 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和 15 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれかから期限を延長したい旨の申出があったときは、三者による協議の上、期限を延長することができるものとする。

（協定の変更又は廃止）

第 4 条 この協定の変更又は廃止を行う場合、甲、乙及び丙が協議の上、これを行うものとする。

（協議事項）

第 5 条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各 1 通を保有する

令和 年 月 日

甲 熊本県球磨郡五木村甲 2672 番地 7
五木村
五木村長

乙 東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号
文京区
文京区長

丙 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県
熊本県知事